

猪名川・藻川 河川保全利用委員会通信

令和4年

2月



猪名川・藻川での 「川らしい利用」へ向けた 取り組み

— 川らしい利用を具体的にする —
ための行政のとりにくみについて

猪名川・藻川河川保全利用委員会とは…

猪名川・藻川の河川敷は公園やグラウンドの整備を進めることで市民に憩いの場を提供してきました。一方、人工的に整備された施設は、**本来の川のあるべき姿を失わせる原因**にもなっており、利用のあり方について見直しが行われています。これからの河川の利用においては、周辺の環境・地域性に配慮し、「川でなければできない利用・川に活かされた利用」という観点から、本来河川敷以外で利用する施設については縮小していくことを基本としていますが、グラウンドなどの施設は数多くの人々に利用されており、今後のあり方について深く議論していく必要があります。

委員会は学識経験者等で構成され、猪名川・藻川のうち、猪名川河川事務所の管理区間を対象としており、猪名川・藻川における**公園やグラウンドの望ましい利用のあり方**について検討し、河川内の公園占用について、河川管理者が許可するにあたって意見を述べます。



現地視察を行いました

令和3年度第2回委員会では2月2日に今回審議対象となる4箇所
の占用案件について現地視察を行い、各占用施設の位置、施設規模、
利用形態、周辺の自然環境、環境保全への配慮等について現地の状況
を確認いたしました。(伊丹市立猪名川テニスコートは第1回委員会にて視察済み)



令和3年度

猪名川 保全利用

検索



第2回 猪名川・藻川 河川保全利用委員会を開催しました

開催概要

日時 令和4年2月2日（水）15:20~17:10

場所 猪名川河川事務所 会議室（Web開催）

出席者 委員4名、関係行政機関7機関、河川管理者7名、
一般傍聴者0名

議事内容 報告事項

- (1) 令和3年度第1回猪名川・藻川河川保全利用委員会報告
- (2) 委員による現地視察報告

審議事項

- (1) 個別占用案件の審議
- (2) 個別占用案件の中間報告



出席委員（敬称略）

綾 史郎
大阪工業大学 名誉教授

上田 萌子
大阪府立大学 大学院
生命環境科学研究科 助教

服部 保
兵庫県立大学 名誉教授

村上 敦子
猪名川流域ひめぼたるネットワーク代表
伊丹の自然を守り育てる会



委員会での意見

審議案件3件、中間報告案件2件について審議を行いました。

【個別占用案件の審議】

■猪名川緑地（池田市） 堤外地

- ・堤防表法肩の踏み荒らしは、補修を繰り返すことにならないためにも、利用者の動線を考えた恒久的な取り組みが必要である。
- ・踏み荒らしの補修は、掘れた部分の盛り土だけではなく、張芝等による法面保護も必要である。
- ・南多目的広場跡地の植生回復（種まき）は、オギだけでなくチガヤも加えて実施するのがよい。また、土壌の水分条件についても適切な管理（水撒き等）が必要である。
- ・花壇の管理や植生回復については、池田市が占用者として責任をもって取り組む必要がある。

■伊丹市立猪名川テニスコート（伊丹市） 堤外地

- ・チガヤ群落（テニスコート下流側と河川側）が拡大するように周辺の草刈りを適切に行ってほしい。
- ・チガヤ群落は、占用区域・行為区域として適切な管理体制により保全すべきである。

■尼崎市農業公園（尼崎市） 堤内地

- ・堤防法尻のアラカシやエノキは、大木になることで堤防に影響を及ぼす可能性が大きく、また公園の既存植生の維持の支障ともなるため、伐採が望ましい。
- ・堤防裏法面の良好に管理されてきたチガヤ群落を引き続き保全し、拡大させることが望まれる。

【個別占用案件の中間報告】

■中央南児童遊園地（川西市） 堤内地

- ・民地側の樹木については適切な管理が必要である。
- ・ゴミステーションについては担当課や地元と調整して適切な管理をしてほしい。

■都市公園ドラゴンランド（川西市） 堤内地

- ・堤防裏法面の踏み荒らし箇所は、補修を繰り返すことにならないためにも、利用者の動線を考慮して、既存の階段への誘導等の対策が必要である。
- ・天端通路（自転車歩行者用道路の占用地）の管理範囲の草刈りを適切に実施するよう、担当課と調整してほしい。

【発行】 猪名川・藻川河川保全利用委員会 事務局

【事務局】国土交通省近畿地方整備局 猪名川河川事務所 占用調整課

〒563-0027 池田市上池田2-2-39

TEL: 072-751-1111 FAX: 072-753-5921 URL <http://www.mlit.go.jp/inagawa/>

